3　袖ケ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第７条第１項第７号の規定により指定する区域（案）　（広域図）

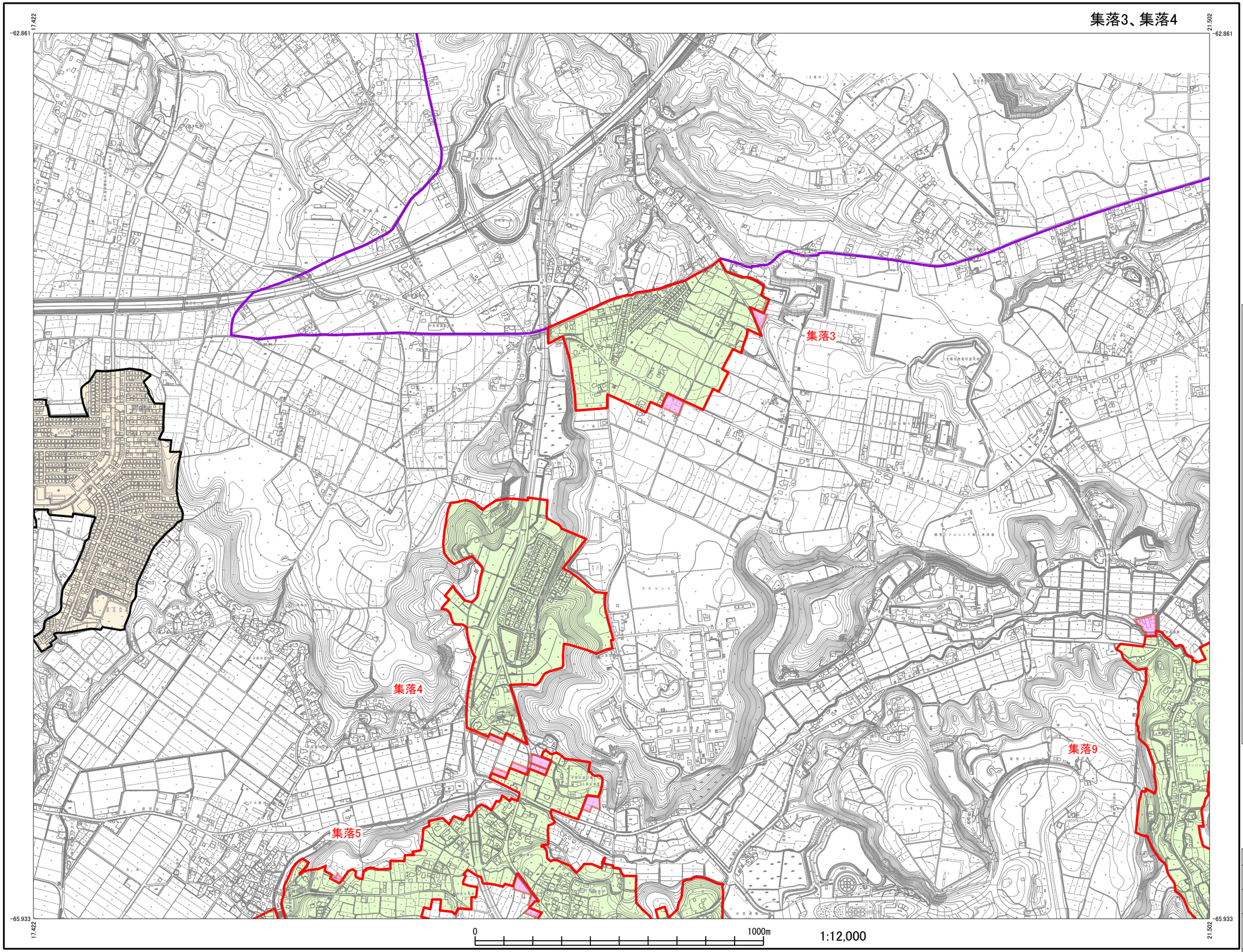

袖ケ浦市

N

袖ケ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第７条第１項第７号の規定により指定する区域は、この図面に示す区域から下記の区域等を除いた区域となります。

記

- 災害危険区域
（建築基準法第39条第1項）
- 地すべり防止区域
（地すべり等防止法第3条第1項）
- 急傾斜地崩壊危険区域
（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
- 土砂災害特別警戒区域
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）
- 浸水被害防止区域
（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
- 農用地区域
（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）
- 第一種農地（甲種農地を含む。）
（農地法第4条第6項第1号ロ又は第5条第2項第1号ロ）
- 保安林
（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項）

凡　例	
	行政界
	市街化区域
	告示において図面で示すこととした区域
	見直しにより追加した区域

（この図面は、自己居住用の専用住宅を建てることができる可能性のある区域を示したものであり、排水などの技術的な基準を満たさなければ建築物を建築することはできません。）